

三種町立下岩川小学校「いじめ防止基本方針」

令和2年4月

〇いじめ防止基本方針策定にあたって

下岩川小学校では、校訓「自主・協力・忍耐」のもと、学校教育目標を「よさを認め、つながり、未来を拓く子どもの育成」と設定して教育活動を推進している。

その中であって、いじめ根絶に向けての取組を充実させることは、本校の教育の質的向上を図る上でも重要な意味をもつ。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、秋田県および三種町で策定された基本方針をもとに、全ての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域その他関係者が連携して、いじめの「未然防止」と「早期発見」、「適切な対処」を図るために、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、いじめが、どこでも、誰にでも起こりうるものという基本認識のもと、すべての児童を対象に、「未然防止」・「早期発見」・「即時対応」に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止委員会

未然防止・早期発見・事象へ対処のために、管理職、生徒指導主事、担任等の教職員及び専門的知識を有する関係者で構成し、必要に応じて開催する。

(2) 定例職員会議

全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導の情報交換及び共通理解を図るために開催する。

(3) 職員研修

いじめ防止の基本的な考え方について共通認識のもと、防止対策や早期発見の体制づくりと職員研修の機会の充実のために開催する。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止

① わかる授業づくり

互いの授業を見合う、見せ合うことによって授業規律の確立を図り、すべての児童が主体的に参加・活躍できるような授業を目指して改善に努める。

② 学級活動の充実

「学校生活アンケート」等の結果を生かすことで、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

③ 道徳教育の充実

特別の教科道徳の授業を中心として、児童の自己肯定感を高めるとともに、人権尊重や思いやりの心を育てる。

④ 相談体制の整備

「学校生活アンケート」後に教育相談を行い、児童一人一人の理解に努めるとともに、スクールカウンセラー等、関係機関との連携を図る。

⑤ 自己有用感の醸成

すべての児童に対して、授業や行事の中で主体的に活躍できる場面を設定することで、互いに認め合い、心のつながりを感じられるようにする。

- ⑥ 思いやり集会の実施
児童会主催で、いじめに関する意見交流や、いじめ防止のための児童会の活動を話し合う。
- ⑦ いじめについて考える全校学活の実施
全校児童に対して、いじめは絶対許さないこと、いじめで悩んでいる児童の気持ちなどを紹介し、いじめのない学校づくりを推進する意識と実践力を育てる。

(2) 早期発見

- ① 日々の観察と情報の共有化
児童のささいな変化に気付く力を高め、早い段階から積極的にいじめを認知するように努めるとともに、情報を共有することで見過ごしたり、見逃したりすることを防ぐ。
- ② アンケートの実施と教育相談
「学校生活アンケート」を毎月を実施し、その結果をもとに教育相談を行い、いじめを早期認知できる体制を整える。
- ③ 保護者や地域、関係機関との連携
児童、保護者と学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努めるとともに、必要に応じて関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(3) 事象への対処

- ① いじめの事実が確認された場合、被害児童や通報した児童の安全を確保した上で、加害児童に対して適切な指導を行う。
- ② いじめをやめさせ、その再発を防止するために、被害児童および保護者に対する支援と、加害児童への指導および保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 実態を的確に把握し、迅速に対応するために、校内体制及び組織を整備し、いじめへの対処の在り方について理解を深める。
- ④ 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 調査組織の設置

いじめが重大事態であると認められる場合、町教育委員会へ報告し、学校の下に調査組織を設置する。組織には専門知識や経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(3) 調査の実施

いじめ行為の事実関係を明確にするために、児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。ただし、学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、町が主体となって調査を行う。

(4) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会に報告する。調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、被害児童及びその保護者に対し、適切な方法で提供する。

4 家庭・地域・関係機関との連携

- (1) P T Aの各種会議やブログ、学校だより等による広報活動により、いじめ防止についての啓発を行い、家庭・地域に協力を求め、連携を深める。
- (2) スクールカウンセラーやあすなる教室相談員等を活用し、相談体制を整備するとともに、専門的知識を要する関係者による研修会を行い、教職員の研鑽を図る。
- (3) 重大事態については、教育委員会および所轄の警察署や児童相談所と連携して対処する。

5 教職員の心構え

- (1) 児童の心を傷つけるような乱暴な言動、不用意な言葉、差別的な言葉を使わない。
- (2) 担任が一人で抱えることなく、チームとして組織的に未然防止・早期発見・事象への対処に対応する。